

# 事業所への支援

○昨年度の村内事業所へのアンケートでは、「金額にもよるが、補助金の支給は効果的である」という意見が多く出されたところ。村で補助制度を創設するとすれば、以下の案が考えられるのではないか。

## 議員活動に伴う事業所に対する補助制度（案）

### （1）交付対象事業者

- ・村内に事業所を有する事業者のうち、村議会議員（現に議員に在職している者（立候補期間中を含む。））を雇用するもの
- ・村税（固定資産税等）の滞納がないもの
- ・当該議員の議員活動に対して、代替人員の確保やローテーションの調整等、事業所としてのサポートを行っているもの

※下記については、今後検討が必要。

- ・村外の事業所を補助対象とするか。
- ・議員が、事業所の代表や役員の場合、家族経営の場合、農業者の場合等は補助対象とするか。

### （2）交付額等

- ・当該議員が議員活動で休業することに伴い生じる  
下記の経費に相当する経費の1/2に相当する額として、  
議員一人当たり、月4万円を定額で補助。  
〔代替人員を確保するために必要となる報酬、賃金  
既存人員の業務増に伴う時間外手当、休日勤務手当〕
- ・年1回支払（必要に応じて概算払にも対応）

#### ※補助額の検討

年間70日（月当たり約6日）の議会活動のために当該議員が不在となることにより、臨時的雇用で対応する場合に必要なとなる経費

（検討会議企業アンケートより）

A社	60,000円/月	(10,000円/日)
B社	200,000円/月	(33,333円/日)
C社	72,000円/月	(12,000円/日)
D社	50,000円/月	(8,333円/日)
E社	32,666円/月	(5,444円/日)

5社平均 82,933円/月 (13,822円/日)

⇒1/2相当額を補助した場合、40,000円/月程度